

日立サステナブルエナジー株式会社「(仮称)七ヶ宿長老風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和元年6月3日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)七ヶ宿長老風力発電事業環境影響評価方法書について、日立サステナブルエナジー株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、宮城県知事及び福島県知事からの意見を勧案するよう、その写しを送付した。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：宮城県荻田郡七ヶ宿町及び白石市
原動力の種類：風力(陸上)
出力：最大29,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成30年	4月	6日
環境大臣意見受理	平成30年	6月	22日
経済産業大臣意見発出	平成30年	7月	5日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成30年	12月	7日
住民意見の概要等受理	平成31年	2月	20日
福島県知事意見受理	平成31年	3月	27日
宮城県知事意見受理	令和元年	5月	20日
経済産業大臣勧告発出	令和元年	6月	3日

問合せ先：電力安全課 沼田、須之内
電話03-3501-1742(直通)

日立サステナブルエナジー株式会社「(仮称)七ヶ宿長老風力発電事業環境影響評価
方法書」に対する勧告内容

1. 対象事業実施区域及びその周辺では、特別天然記念物ニホンカモシカ等の生息が確認されており、事業の実施により尾根部が改変されることで、生息環境への影響が懸念される。

このことから、ニホンカモシカ等への影響については、専門家の意見を聴くなど適切に調査、予測及び評価すること。

2. 対象事業実施区域はキタオウシュウサンショウウオの南限地域に当たることから、小型サンショウウオの同定など漏れのないよう十分注意して調査すること。

3. 工事の実施による水の濁りについては、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(宮城県知事及び福島県知事からの意見書の写しを添付)